

県・市町名	制度・事業名	<リンク用> HPアドレス (URL)	対象	内 容	担当課
七尾市	七尾産材使用住宅助成金制度	<a href="http://www.city.nanao.lg.jp/nourin/kurashi/sumai/sumai/hojokin/nanaosanpai.html">http://www.city.nanao.lg.jp/nourin/kurashi/sumai/sumai/hojokin/nanaosanpai.html</a>	新築 購入	市内に居住するため、七尾産材を5m <sup>3</sup> 以上使用した70㎡以上の木造住宅を新築（建売住宅の購入を含む）する方に1件あたり10万円を助成ただし、石川県が実施している「いしかわの森で作る住宅推進事業」に補助金申請をした住宅とする	農林水産課 0767-53-8510
	家庭用ごみ減量機器設置補助金	<a href="https://www.city.nanao.lg.jp/kankyo/kurashi/recycling/risaikuru/namagomi.html">https://www.city.nanao.lg.jp/kankyo/kurashi/recycling/risaikuru/namagomi.html</a>	設置	生ごみ処理機の購入費補助 生ごみ処理機1世帯1台。 ただし、補助金の交付を受けた日から5年経過後、再度購入時申請可能。 購入費の1/2（限度額3万円）	環境課 0767-53-8421
	定住促進住宅取得奨励金	<a href="http://www.city.nanao.lg.jp/toshikenchiku/20120601.html">http://www.city.nanao.lg.jp/toshikenchiku/20120601.html</a>	新築 購入	金融機関などで資金を借り入れて住宅を新築または購入した方に奨励金を交付 【対象住宅】延床面積70㎡以上の1戸建て住宅（併用住宅の場合は居住部分が70㎡以上） 【奨励金の額】借入額の2%（上限20万円）、中古住宅の場合は1%（上限10万円） 更に、次の①～④の要件に該当する方は奨励金を加算 ①市内建築業者で新築または新築住宅を購入…借入額の1%（上限10万円） ②市外からの転入…借入額の2%（上限20万円） ③申請者の中学生以下の子どもが同居する場合…一人につき借入額の1%（上限10万円）	
	住宅建替え奨励金	—	新築	以下のすべてに該当する方 ①まちなかの指定する区域において狭あい道路の解消を促進するもの（道路中心線から3mのセットバック） ②まちなか景観基準に適合する1戸建て住宅に建替える人 ③市内建築業者で1戸建て住宅を建替える人 ④金融機関などで建替えに係る資金を借入れる人 ・既存住宅解体費用の50%（限度額50万円） ・借入れ金額の10%（限度額100万円）	
	共同住宅建設奨励金	—	新築	以下のすべてに該当する方 ①まちなかの指定する区域において狭あい道路の解消を促進するもの（道路中心線から3mのセットバック） ②まちなか景観基準に適合する共同住宅又は一戸建て住宅を市内建築業者で建設するために用地売買を行なう人 ③金融機関などで用地取得に係る資金を借入れる人（売主への補助の場合は非該当） ・用地取得費の10%（限度額50万円） ・売主において既存住宅解体費用の50%（限度額50万円）	都市建築課 0767-53-8429
	まちなか住宅建設用地売買奨励金	—	新築	以下のすべてに該当する方 ①まちなかの指定する区域において狭あい道路の解消を促進するもの（道路中心線から3mのセットバック） ②まちなか景観基準に適合する共同住宅又は一戸建て住宅を市内建築業者で建設するために用地売買を行なう人 ③金融機関などで用地取得に係る資金を借入れる人（売主への補助の場合は非該当） ・用地取得費の10%（限度額50万円） ・売主において既存住宅解体費用の50%（限度額50万円）	
	既存木造住宅耐震改修事業	<a href="http://www.city.nanao.lg.jp/toshikenchiku/kurashi/sumai/sumai/mo-taishin.html">http://www.city.nanao.lg.jp/toshikenchiku/kurashi/sumai/sumai/mo-taishin.html</a>	改修	木造住宅 ①簡易耐震診断：自己負担無し（現況図面がある場合） 自己負担5千円（現況図面がない場合） ②耐震改修：定額補助（補助率10/10）、限度額160万円	
	危険ブロック塀等除却促進事業	<a href="http://www.city.nanao.lg.jp/toshikenchiku/burokkubei.html">http://www.city.nanao.lg.jp/toshikenchiku/burokkubei.html</a>	除却	道路に面する危険なブロック塀の全部又は一部を除却する費用の補助 1㎡につき4千円、限度額10万円	
	移住定住促進補助金 (住宅取得補助)	<a href="https://www.city.nanao.lg.jp/sangyou-s/sumai/sumai/hojokin/jutakushutoku.html">https://www.city.nanao.lg.jp/sangyou-s/sumai/sumai/hojokin/jutakushutoku.html</a>	新築 購入	石川県外から転入し、一戸建て住宅を新築または購入（購入に伴う改修を含む）した人に交付。 【補助金額】 新築または購入に伴う費用の50%以内（限度額100万円） ※中古は「市空き家バンク」登録物件に限る。 【対象者】次のすべてに該当する人 ①転入前10年以上、石川県外に住んでいた ②転入後、3年を経過していない ③本人が契約者で、費用を負担している ④一時的な滞在ではない ⑤国家公務員及び地方公務員ではないもの	産業振興課 0767-53-8565
	移住定住促進補助金 (住宅家賃補助)	<a href="https://www.city.nanao.lg.jp/sangyou-s/sumai/hojokin/jutakuyachin.html">https://www.city.nanao.lg.jp/sangyou-s/sumai/hojokin/jutakuyachin.html</a>	賃貸	石川県外から転入し、民間賃貸住宅（集合住宅や一戸建て住宅）に入居した人に交付。 【補助金額】 月額家賃の50%以内（限度額：単身者月額5千円、夫婦月額1万円） 【加算】 転入時点で15歳未満の子ども1人につき、月額5千円 【対象者】次のすべてに該当する人 ①転入前10年以上、石川県外に住んでいた ②転入後、3年を経過していない ③本人が契約者で、家賃を支払っている ④一時的な滞在ではない ⑤国家公務員及び地方公務員ではないもの	
	在宅支援型住宅リフォーム推進事業	—	改修	【障害者】 在宅生活をおくる障害者（65歳未満）の住宅改造費用の助成 対象事業：玄関、トイレ、浴室等の改造、手摺の設置、床段差解消 ほか 対象世帯：生活保護世帯及び市民税非課税世帯であり、以下のいずれかに該当する世帯 ・身体障害者（2級以上）のいる世帯 ※下肢・体幹・運動機能障害3級以上 ・療育手帳（A）のいる世帯 ・精神手帳（1級）のいる世帯 限度額：100万円（日常生活用具での住宅改造費優先）	福祉課 (障害者) 0767-53-8464
		<a href="http://www.city.nanao.lg.jp/kourei/kurashi/kenko/fukushi/koresha/netakiri.html">http://www.city.nanao.lg.jp/kourei/kurashi/kenko/fukushi/koresha/netakiri.html</a>	改修	【要介護等の認定者】 在宅生活をおくる要介護等認定者（65歳以上）の住宅改造費用の助成 対象事業：玄関、トイレ、浴室等の改造、手摺の設置、床段差解消 ほか 対象世帯：介護保険の要支援または要介護認定を持つ方がいる生活保護世帯及び市民税非課税世帯 限度額：100万円（介護保険住宅改修費優先）	高齢者支援課 (高齢者) 0767-53-8451
	水洗便所等改造資金に伴う利子補給制度	<a href="http://www.city.nanao.lg.jp/urashi/todokede/download/sumai/benjo/index.html">http://www.city.nanao.lg.jp/urashi/todokede/download/sumai/benjo/index.html</a>	改修	供用開始後3年以内 100万円まで利子全額補給（償還6ヶ月以内）	
下水道等排水設備工事費補助金制度	<a href="http://www.city.nanao.lg.jp/urashi/todokede/download/sumai/takunaikoji/index.html">http://www.city.nanao.lg.jp/urashi/todokede/download/sumai/takunaikoji/index.html</a>	改修	供用開始後1年以内 工事費が50万円を超える場合に超える部分について最高30万円	上下水道課 0767-53-1972	
			合併処理浄化槽設置者 供用開始後3年以内 工事費の実費相当分（上限30万円）		